

1 土壤汚染等調査結果について

第2種特定有害物質（重金属等）である「六価クロム化合物」について事業者が調査をしたところ、県条例で定める土壤汚染等対策基準を超過しました。

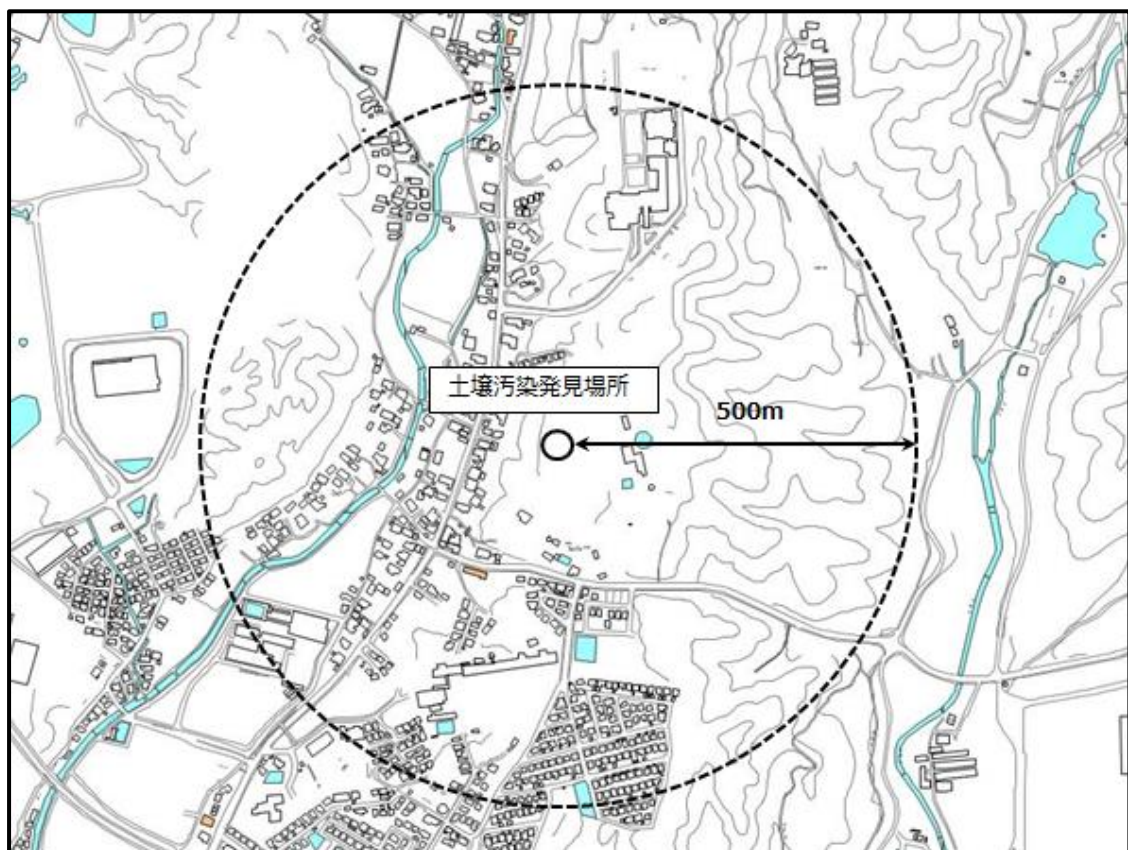
<土壤>

項目	土壤溶出量基準 (単位：mg/L)	検出結果 (単位：mg/L)	超過区画 ／調査区画
六価クロム化合物	0.05 以下	0.04 未満～0.15 【最大 3 倍】	13 / 109
項目	土壤含有量基準 (単位：mg/kg)	検出結果 (単位：mg/kg)	超過区画 ／調査区画
六価クロム化合物	250 以下	2 未満	0 / 109

<地下水>

項目	地下水基準 (単位：mg/L)	検出結果 (単位：mg/L)	超過区画 ／調査区画
六価クロム化合物	0.05 以下	不検出	0 / 13

2 周辺地図



○：土壤汚染発見場所

※ 市は、発見場所から半径 500m 程度の範囲において、飲用井戸の状況や地下水汚染状況の確認を行う。

3 六価クロム化合物の健康影響について

毒性	国際がん研究機関 (IARC) は六価クロム化合物をグループ I (人に対して発がん性がある) に分類しています。
体内への吸収と排出	体内に取り込む可能性があるのは、飲み水や呼吸によると考えられます。飲み水によって体内に取り込んだ場合の排せつは比較的早いとの報告があります。

2012 年度版化学物質ファクトシート (環境省環境保健部環境安全課) より抜粋